

東串良町D X推進計画

(素 案)

鹿児島県東串良町

令和6年 月

目 次

1. 計画策定の趣旨	2
2. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の意義	2
3. 国の動向	3
4. 鹿児島県デジタル推進戦略	5
5. 東串良町の現状	6
(1) 人口	6
(2) 財政	6
6. 東串良町DX推進計画の位置づけ	7
7. 計画期間	8
8. 推進体制	9
9. 具体的施策	10
(1) 行政手続きのオンライン化の拡充	10
(2) 書かない窓口の推進	11
(3) 行政手続きのキャッシュレス決済の推進	12
(4) デジタルデバイド（情報格差）対策	13
(5) 公文書の電子化・電子決裁・テレワーク制度の推進	14
(6) AI・RPA の利用促進	15
(7) デジタル人材の育成・確保	16
(8) 地方公共団体情報システムの標準化・共通化	17
(9) 情報セキュリティ対策の強化	18
(10) 地域社会の課題解決のためのデジタル技術の導入	19
10. 進捗管理	20
11. 民間企業との連携方針	21
12. 今後の展望	21

1. 計画策定の趣旨

現代社会において、デジタル技術の進展は急速に進んでおり、特にスマートフォンやタブレット等の普及により、幅広い世代でインターネットが利用され、いつでも、どこでも、だれでも必要な情報を取得できるようになりました。

また、企業や自治体にとっても、業務の効率化やサービスの向上、データ活用による意思決定の高度化など、デジタル技術の活用は不可欠なものとなっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策として非接触・非対面を積極的に取り入れた新たな生活様式への移行が求められ、デジタル技術の活用の動きが加速化しましたが、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用されないことなど様々な課題が明らかになり、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが顕在化しました。

そのような中、国においては、2020（令和2）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、2021（令和3）年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布されました。また、同年9月には、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するため、強力な総合調整機能を有する組織としてデジタル庁を新たに設置しました。

県においても、2022（令和4）年3月に「鹿児島県デジタル推進戦略」を策定し、県全体のデジタル化を推進し、社会変革を実現することで、様々な課題解決に繋げていくこととしています。

本町では、2023（令和5）年4月に「東串良町DX推進宣言」を行い、「住みたいまち東串良」、「住んでよかったまち東串良」「応援したいまち東串良」の更なる実現を目指し、誰も取り残されないデジタル変革を意欲的に推進することとしています。そして、この度、国や県の計画等を踏まえながら、本町の地域課題、業務課題を解決し、住民の利便性向上や業務効率化を図るため、具体的な取組内容等を明記した「東串良町DX推進計画」を策定しました。

2. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の意義

DXとは、デジタル技術を活用し、人々の生活をより良いものへと変革することを指します。DXはデジタル化により、単に利便性が向上するというだけではなく、デジタル化という手段と併せて、制度や組織などの変革を通じて、新たな価値やサービスが創出され、様々な社会的課題の解決に繋がっていくことが期待されています。

3. 国の動向

●デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

2020（令和 2）年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されました。この基本方針では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」を掲げており、多種多様な環境やニーズ等を踏まえた、国民目線のデジタル改革の必要性を示しています。

●デジタル改革関連法

デジタル社会の実現に向け、2021（令和 3）年 5 月にデジタル改革関連法が成立し、6 つの法律が公布されました。

- ①デジタル社会形成基本法
- ②デジタル庁設置法
- ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

●デジタル庁の設置

デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上させるため、2021（令和 3）年 9 月にデジタル庁が設置されました。

●デジタル田園都市国家構想

地方を中心に、人口減少、少子高齢化、過疎化、東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題を解決するため、デジタル技術を活用し、地方の個性を活かしながら社会課題の解決、魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す国家的な取り組みです。

2022（令和 4）年 12 月に 2023（令和 5）年度を初年度とする 5 か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組の方向性に沿って、必要な施策の内容、ロードマップ等を示しています。

●デジタル社会の実現に向けた重点計画

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤として、2023（令和 5）年 6 月に策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を改定し、2024（令和 6）年 6 月閣議決定しました。

デジタル社会で目指す 6 つの姿

- ①デジタル化による成長戦略
- ②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③デジタル化による地域の活性化
- ④誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤デジタル人材の育成
- ⑥DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）をはじめとする国際戦略

●自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づき、総務省は 2020（令和 2）年 12 月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、各省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築を全自治体で着実に進めていくものとしています。

【自治体D X の重点取組事項】

- ①自治体フロントヤード改革の推進
- ②自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③公金収納における eLTAX の活用
- ④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤セキュリティ対策の徹底
- ⑥自治体の AI・RPA の利用推進
- ⑦テレワークの推進

【自治体D X の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- ①デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバйд対策
- ③デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- ①BPR の取組の徹底
- ②オープンデータの推進・官民データ活用の推進

4. 鹿児島県デジタル推進戦略

2022（令和4）年4月に鹿児島県全体のデジタル化を推進し、社会変革を実現することで、鹿児島県をとりまく課題解決につなげていくため、「鹿児島県デジタル推進戦略」が策定されました。

この戦略では、行政のデジタル化による事務の効率化や、民間のデジタル化による県内産業の生産性の向上を図るとともに、デジタル化によって得られるデータの利活用を進め、新産業の創出や県民の暮らしの質の向上に取り組むことにより、心豊かな暮らしと持続可能な環境・社会・経済を実現し、地方発の新たな暮らしとイノベーション（技術革新）を生み出すことを目指すこととしています。

【鹿児島県の役割】

（1）環境整備：デジタル化の強力な推進

国が進める取組や先行している民間での取組に留意し、地元企業と協同し、行政のデジタル化を進める。

（2）意識改革：社会変革の主体となる県、市町村、民間企業等の思考醸成 研修会や各主体による情報共有・意見交換の場づくり、相談体制の整備 に取り組むとともに、県民のICTリテラシー向上に努める。

【戦略の方向性】

暮らしと産業のデジタル化や行政のデジタル化を推進し、デジタル化の成果として得られるデータの利活用を進め、デジタルによる社会変革により、「新産業の創出」や「県民の暮らしの向上」を目指す。

併せて、県民のデジタル活用機会の創出、情報通信環境の整備、デジタル人材の活用・確保・育成など、デジタル推進基盤の強化を図る。

【10年後の鹿児島県の将来像】

かごしま未来創造ビジョンが目指す姿

- ①県民一人ひとりが地域に誇りを持ち、多彩な個性と能力を発揮する社会
- ②誰もが生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる社会
- ③地域の魅力・資源を生かした産業の振興が図られ、将来を担う新たな産業が創出されている活力ある社会

5. 東串良町の現状

(1) 人口

本町の人口は、1955（昭和30）年の11,970人をピークに、我が国の経済が高度成長期へと向かい、それに伴い中高新卒者や出稼ぎ労働者が都市部へと流出し、今日まで減少を続けています。少子・高齢化が進行しており、2020（令和2）年国勢調査によると、人口6,237人、世帯数2,772世帯で高齢化率36.7%となっています。

今後の人口推計は、2040（令和22）年には、総人口が4,965人で、構成比でみると高齢者人口が、39.8%と高くなり高齢化社会がますます進んでいくことが予想されます。

【人口推移】

単位：人

	S30	S40	S50	S60	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	11,970	10,282	8,419	8,254	7,868	7,530	7,122	6,802	6,530	6,237

資料：国勢調査

【人口推計】

単位：人/%

	R7	R12	R17	R22	R27	R32
人 口	5,885	5,547	5,242	4,965	4,692	4,430
高齢化率	38.9	39.8	39.6	39.8	40.6	41.8

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を基に作成

(2) 財政

地方財政を取り巻く環境は、過疎化、少子・高齢化の進行で基幹産業の低迷や長引く景気低迷などを背景に、歳入面での税収が伸び悩み、また、三位一体の改革や人口の減少により交付税額が減少する一方、歳出面では複雑・多様化する町民ニーズへの対応や地域福祉対策への対応など、ますます厳しくなる状況にあり、財政構造は弾力性を失いつつあります。

こうしたなか、各主要財政指標の動向に絶えず留意し、町税をはじめとする自主財源の確保を図りながら、事業事務の見直しや民間委託の推進などにより健全な行財政改革をより一層推進する必要があります。

【普通会計決算】

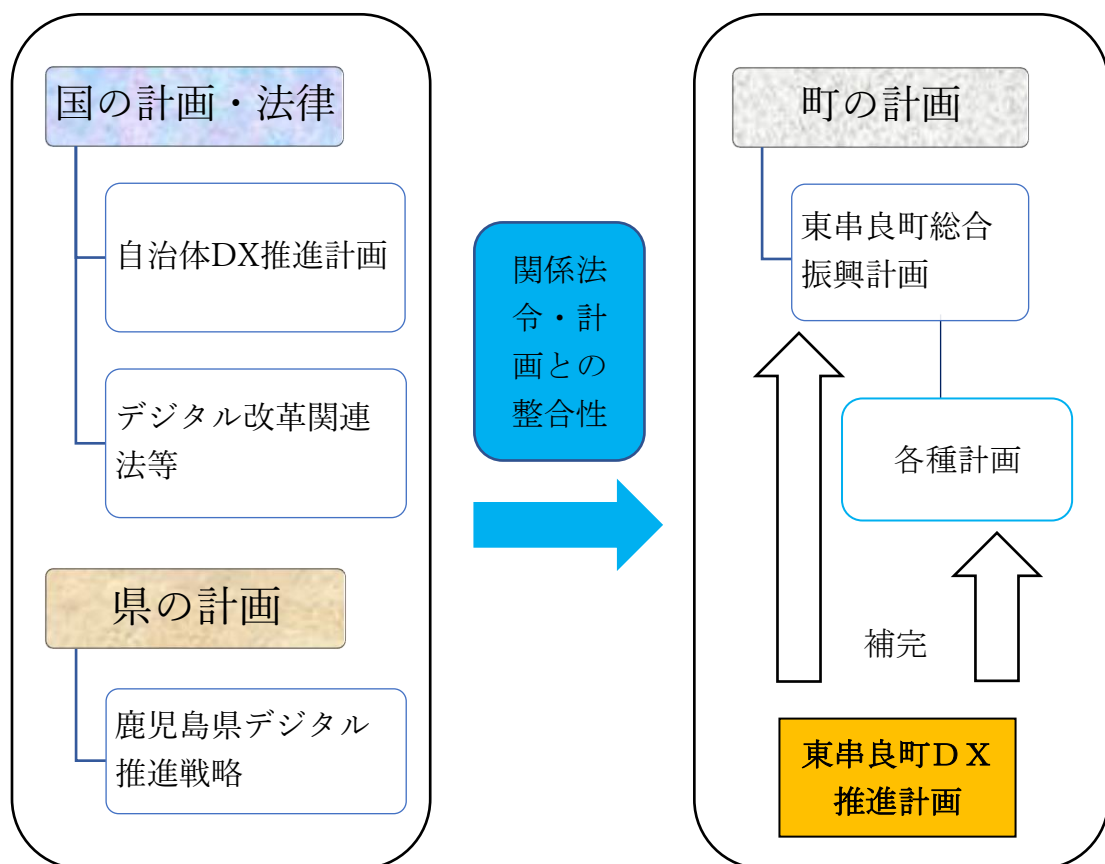
単位：百万円

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入 決算額	5,650	5,605	6,941	7,581	6,941	7,373
歳出 決算額	5,421	5,380	6,629	7,384	6,629	7,174
実質収支額	192	213	234	294	184	169

資料：各年度決算カード

6. 東串良町DX推進計画の位置づけ

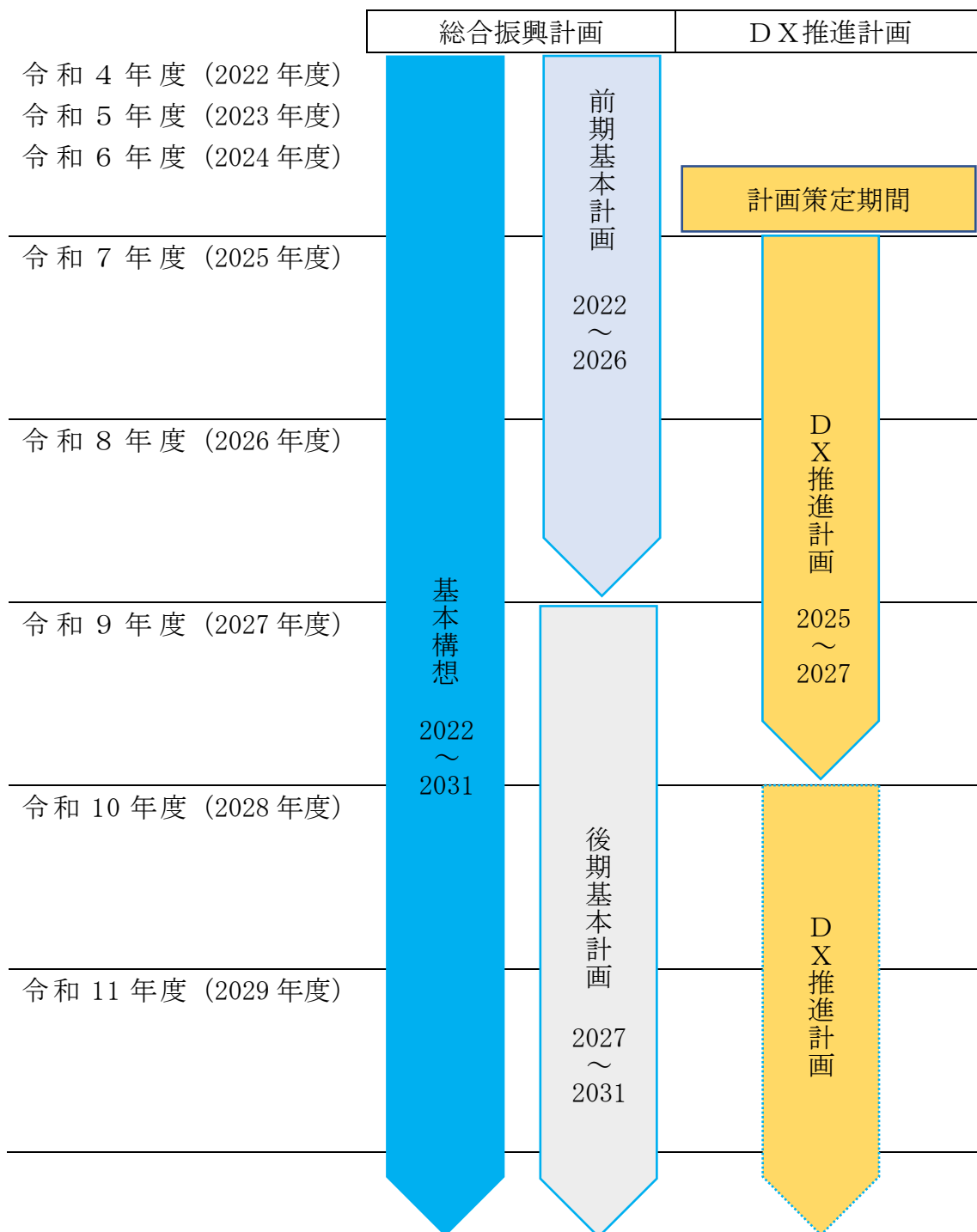
東串良町DX推進計画においては、国のビジョンや鹿児島県デジタル推進戦略との整合性を踏まえつつ、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間を計画期間とする第6次東串良町総合振興計画で示されている「個性豊かな活力あるまち」の創造を基本理念とし、「住みたいまち東串良」、「住んでよかったまち東串良」を実現するため、各種計画の推進をデジタル活用の側面から補完するものです。



7. 計画期間

本計画は、2025 年度（令和 7 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）の 3 年間で進めます。

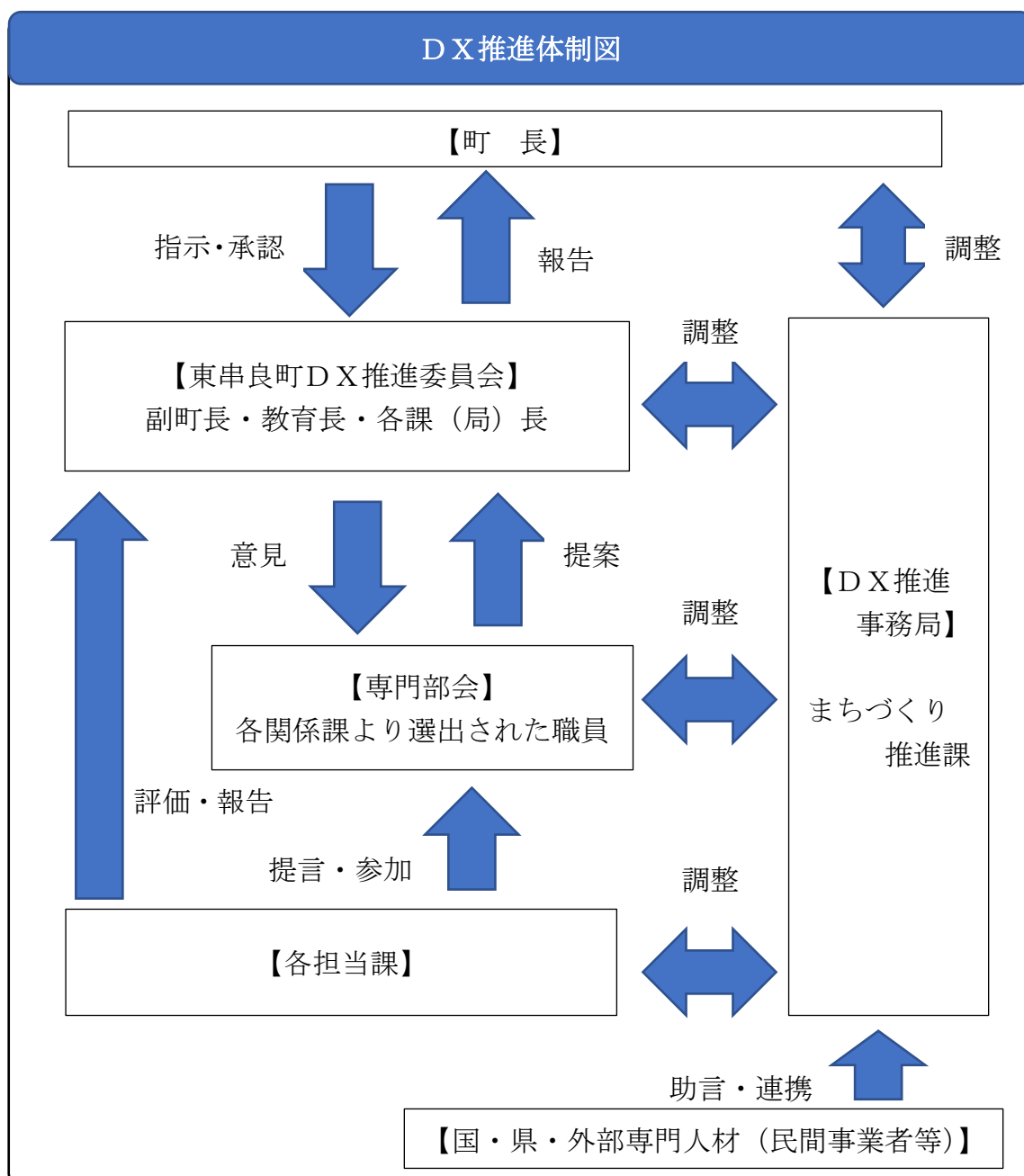
ただし、社会情勢の変化や国・県の動向、各取組の達成状況などを踏まえながら、必要に応じて見直しを図ります。



8. 推進体制

本計画においては、将来を見据えた施策を計画する必要があり、デジタル化だけではなく、全体的な組織・施策の最適化を推進するため、全庁横断的な推進体制を組織します。最高情報統括責任者（CIO）の副町長を委員長とするDX推進委員会により本計画の進捗を管理し、各関係課から選任された職員で構成する専門部会により具体的な施策の協議を実施します。

また、DX推進を加速させるため、民間事業者等の外部専門人材や国・県の関係機関等と連携を図り、東串良町のDXを推進します。



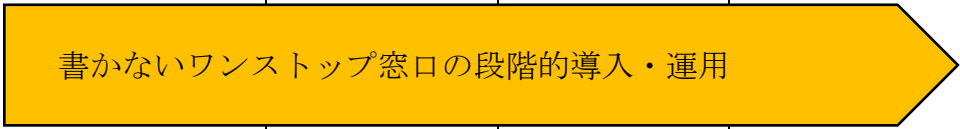
9. 具体的施策

本計画では、デジタル社会の恩恵を全ての住民に享受することができるよう、住民サービスや行政事務の向上等の課題解決を図るため、総務省が策定した「自治体DX推進計画」における重点取組事項などと併せて取り組みます。

(1) 行政手続きのオンライン化の拡充

概 要	インターネットを活用し、いつでも、どこでも簡単に届出や申請手続きが行えるよう行政手続きのオンライン化を図ります。			
現 状	いつでも、どこからでも手続きができるよう、ぴったりサービス、鹿児島県電子申請共同運営システム（e 申請）を導入しています。 ・ぴったりサービス28 手続き ・鹿児島県電子申請共同運営システム16 手続き 2023（令和 5）年度には、証明書コンビニ交付サービス、らくらく窓口証明書交付サービスを導入し、マイナンバーカードを活用することにより便利に証明書の発行ができるようになりました。			
課 題	オンライン申請できる手続き数が少ないため、各申請のオンライン化を推進する必要がありますが、聞き取りや書類の添付等が必要な手続きもあり、オンライン化の妨げとなっています。 また、証明書交付等手数料が必要な手続きもあるため、キャッシュレス化を進める必要があります。			
取組内容	既存手続きの見直しを行い、順次オンライン化を検討し、住民の利便性向上に努めます。 オンライン申請を拡充するため、手数料等のキャッシュレス決済の導入に向け検討します。			
年次計画	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	行政手続きオンライン化の段階的拡充			
	キャッシュレス決済の運用・拡充検討			

(2) 書かない窓口の推進

概 要	フロントヤード改革として、書かない窓口の導入、分かりやすいフロア構築を行い、手続き時間の短縮、受付業務の簡略化を図ります。			
現 状	今後、多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要があります。 これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要です。 現在、窓口申請においては、申請ごとに氏名・住所等を記載することとなっているため、おくやみ手続き等においては、複数回記載することにより手間と時間がかかり負担となっています。			
課 題	おくやみ手続きや転入手続きなどでは、複数の申請にその都度、氏名・住所等の記載をする必要があり、手続きに時間を要し、申請者の負担となっています。 また、各課の窓口には課名のみの記載で、利用者にとって分かりにくい案内表示となっています。			
取組内容	書かない窓口などのフロントヤード改革は、早期に取り組む必要があるため、2025（令和7）年度より、効果の高い申請から導入します。導入後も検討を行い、順次拡充を図り住民の利便性向上を図ります。 同時に案内板に各課の係名を追加するなど、分かりやすいフロア構築を行い、効率性の高い窓口づくりを推進します。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				
				

(3) 行政手続きのキャッシュレス決済の推進

概 要	行政サービス利便性向上のため、キャッシュレス決済での納付を検討し、納付方法等の順次拡大を図ります。			
現 状	2022（令和4）年4月より町税等（個人町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、上水道料金、定住促進住宅地料）についてコンビニエンスストア収納、スマホアプリ決済サービスを開始し、コンビニエンスストアやスマートフォンを利用することにより、来庁することなく、全国どこからでも、いつでも納付が可能となっています。また、固定資産税、軽自動車税（種別割）については、「地方税統一QRコード（eL-QR）」やeL番号を利用して、地方税共同機構が提供する地方共通納税システムの「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納税やスマートフォン決済アプリ等での納付も可能となっています。			
課 題	町税等の納付はキャッシュレス決済が可能となっていますが、住民票などの証明書交付手数料や公共施設を利用する際の使用料などの納付手続きは現金での対応が多く、行政手続きや施設予約のオンライン化の妨げとなっています。 また、感染症が蔓延した場合において、接触する機会が増えるため、セミセルフレジやキャッシュレス決済システムの導入が感染拡大防止に有効と考えられています。			
取組内容	現金納付となっている手数料や使用料等の公金について、キャッシュレス決済での収納方法を検討します。来庁しなくても、いつでも、どこからでも行政手続きが行えるようにオンライン化を推進するためには、納付のキャッシュレス化が必要な手続きもあることから、段階的な整備を検討します。 納付方法を増やすことにより、住民の生活スタイルや働き方の多様化にあったニーズに対応する選択肢の拡充を図ります。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	行政手続きオンライン化の段階的拡充（再掲）			
	キャッシュレス決済の運用・拡充検討（再掲）			

(4) デジタルデバインド（情報格差）対策

概 要	デジタルの活用に不安がある住民に対し、講習会等を開催し、身近なデジタルの利用促進を図り、全体のデジタルデバインド解消に努めます。			
現 状	社会全体のデジタル化が進展する一方で、パソコンやスマートフォンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との格差が生じています。スマートフォンの普及は、様々な年齢層で増加しているため、この情報格差により詐欺被害も発生する可能性があります。 そのため、2023（令和 5）年度に国が実施する「デジタル活用支援推進事業」を活用し、スマートフォンの操作等に不慣れな方に対し、民間企業による講習会を実施しました。			
課 題	地域社会のDX推進にあたっては、誰一人取り残されない形で、全ての町民にデジタル化の恩恵が享受されることが重要です。 今後、デジタル化を推進することにより、高齢者等デジタルの活用不安がある方が十分にサービス活用できない状況や知識不足により詐欺被害等が発生する可能性があるため、手厚いサポートが必要です。			
取組内容	高齢者等を中心としたデジタル活用不安がある町民に対し、民間事業者と連携し、デジタル活用に関する講習会等を実施し、相談や学習ができる機会を創出していきます。また、他自治体の事例を参考に、誰もが利用しやすく、より効果的と思われる取り組みを実施し、段階的なデジタル化を図ります。なお、マイナンバーカードを活用し、手続きなどをより簡単・便利に行える機会が増加しているため、国の動向等を注視しながら、サービスの拡充を検討します。			
年次計画	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	デジタル活用に関する講習会の開催			
	マイナンバーカードを利用したサービスの拡充			

(5) 公文書の電子化・電子決裁・テレワーク制度の推進

概 要	職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の一環として、テレワーク制度を継続して実施します。 また、テレワークの推進や庁内の紙使用量の削減、業務の効率化を図るため、ワークフローシステム（業務手続きのデジタル化）の導入に向け、検討を行います。			
現 状	2022（令和4）年度に導入したペーパーレス会議システムは、議会運營業務において、紙の使用量の削減、情報共有、事務の迅速化において一定の効果をあげています。 2023（令和5）年度には、勤怠管理システムを導入し、町職員の出退勤及び時間外勤務時間の管理や年次休暇及び各種休暇の申請手続きをデジタル化し、事務の効率化を図りました。 一方、テレワーク制度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため普及を図りましたが、利用率が少ないため、制度が定着するようシステムの構築が必要です。			
課 題	紙文書は、準備・決裁・回覧・保管等に多くの時間と費用を費やしています。また、テレワーク制度を推進するためには、電子決裁の導入やペーパーレス化などの事務のデジタル化を併せて推進していくことにより、利用しやすくなるものと考えられます。 決裁や会議資料の印刷など従来の職場慣習を見直し、本町に適したワークフローシステムを選定・活用していく知識等が必要です。			
取組内容	デジタルによる働き方改革を推進するため、テレワークの継続的な運用を図り、ワークフローシステムの導入を検討します。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				
				

(6) AI・RPA の利用促進

概 要	国の作成する「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」及び「自治体における RPA 導入ガイドブック」を参考に、AI や RPA の導入・活用を推進します。			
現 状	全国的に人口減少が懸念されており、自治体の職員数の減少などの経営資源が大きく制約されることが想定されるため、近年 AI-OCR（光学的文字認識）や生成 AI（人工知能）、RPA（定型的作業の自動化）を導入し、人為的ミスや作業時間の短縮を図っている自治体が増加しています。 本町も人口が減少するとともに、高齢化率は上昇する見込みであり、労働人口の減少を補うためには、業務の効率化を図る必要があります。			
課 題	少子高齢化などにより労働力の確保が困難になることが予想される中、業務が多様化・複雑化していることが課題となっています。そのような中、デジタル化を手段とした組織の変革を推進し、住民への直接的なサービスの提供や職員でなければならない業務に専念できるよう、行政DXを推進していかなければなりません。 ただし、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の観点から、慎重に導入を検討する必要があります。			
取組内容	業務プロセスの見直しを図り、AI や RPA の導入については、必要に応じ、専門家等に意見を求めるなど、慎重に導入を検討し、各システムを積極的に活用できるようデジタル人材の育成を図ります。 行政DXを推進し、今後においても十分な住民サービスが提供できるよう、費用対効果を考慮しつつ、導入を検討します。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	業務プロセスの見直し			
		AI・RPA の検討・導入		

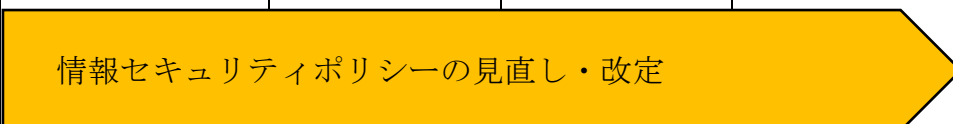
(7) デジタル人材の育成・確保

概 要	職員の自治体D Xの知見やデジタルスキルの向上を図り、職員が主体的に自治体D Xに取り組めるよう人材育成を推進します。 専門的知識を有する人材を民間事業者等との連携を図り、目的に応じた人材確保を検討します。			
現 状	民間事業者より講師を招き、職員向けD X基礎研修等を行い、職員全体の意識醸成を図っています。 また、民間事業者とI C T研修業務委託契約を締結し、職員のデジタルスキル向上を図り、デジタル人材の育成、確保に努めています。			
課 題	D X推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、D Xの取組を推進するための組織体制の整備が必要ですが、D Xの取組を担うデジタル人材が官民間わず、ひっ迫しており、デジタル人材をどのように確保していくのが課題となっています。			
取組内容	人材の確保・育成はD Xを推進していくうえで、喫緊の課題ではありますが、短期間で成果を出せるものではないため、段階的に継続して職員のデジタルスキルの向上プログラムを計画します。育成の目的は、育成された人材が活躍し、住民サービスや業務に関するD Xを推進することにあります。そのためには人・組織の役割が重要であることから、本町が必要とするデジタル人材像を協議し、その職務分野における定量的な目標値を設定したうえで、検証や研修内容等の取組改善を行います。また、必要に応じ、専門知識を有する外部人材を登用するなど、様々な機関と連携を図りながら、町全体のD X推進に努めます。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	デジタル人材の確保（民間企業委託等）			
	職務分野・数値 目標設定	検証・改善		
	職員へのデジタルスキル向上研修			

(8) 地方公共団体情報システムの標準化・共通化

概 要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）」に基づく基本方針のもと、基幹系 20 業務のシステムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を推進します。			
現 状	自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が業務プロセスに合わせて個別にカスタマイズされ、制度改正等に伴うシステム改修においても自治体ごとに対応が必要となり、ベンダーの固定化、費用の高額化が問題となっています。 本町では、鹿児島県自治体情報処理連絡協議会に加入する 30 市町村で、基幹系業務システムを共同運営することで、事務処理の効率化や運営経費等の軽減を図っています。			
課 題	国は、デジタルガバメント実行計画において、2025（令和 7）年度を目標時期として、基幹系 20 業務のシステムの標準化・共通化をすることとしています。 国から示された手順書・仕様書に基づき、システムの標準化・共通化に取り組むためには、標準化に向けたシステムの開発状況や移行、運営費用などの情報収集を行う必要があります。			
取組内容	業務の効率化、行政サービスの向上を図るため、鹿児島県自治体情報処理連絡協議会と連携し、国の標準化・共通化の動きに注視しながら、基幹系システムの適正な移行を行います。 基幹系 20 業務 1. 住民記録 2. 固定資産税 3. 個人住民税 4. 法人住民税 5. 軽自動車税 6. 介護保険 7. 就学 8. 障害者福祉 9. 選挙人名簿 10. 国民年金 11. 国民健康保険 12. 後期高齢者医療 13. 生活保護 14. 健康管理 15. 児童手当 16. 児童扶養手当 17. 子ども子育て支援 18. 戸籍 19. 戸籍附票 20. 印鑑証明			
年次計画	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	基幹系システムの移行	基幹系システムの運用		

(9) 情報セキュリティ対策の強化

概 要	デジタル化により重要性が増している情報セキュリティ対策について、情報セキュリティポリシーの確実な運用を図り、適切な情報セキュリティの確保に努めます。			
現 状	市内ネットワークは、国が示す「三層の対策（マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の分離）」を実施し、適正な運営を実施しています。 町では多くの情報を所持しており、個人情報等漏洩すると重大な結果を招く情報もあることから、セキュリティ対策についての基本的な方針を定めることを目的として「東串良町情報セキュリティポリシー」を定めています。			
課 題	国では、社会全体のデジタル化の進展とともに急速なクラウドサービスの普及が広がっており、業務で利用する需要も高まっていることから、「三層の対策」の抜本的な見直しが進められています。そのため国、県等の関係機関の今後の動向に注視していく必要があります。 今後もネットワークやサーバーなどの脆弱性を突いたサイバー攻撃などのセキュリティリスクから本町が有する情報資産を確実に守るため、更なる情報セキュリティ対策を徹底する必要があります。			
取組内容	市内ネットワークについては、引き続き適正な運営に努め、国等の動向を注視し、更なる強靱化を図ります。 国の動向に応じ、「東串良町情報セキュリティポリシー」の改定を実施し、規定された情報セキュリティポリシーの確実な運用を図り、適切な情報セキュリティの確保に努めます。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				

(10) 地域社会の課題解決のためのデジタル技術の導入

概 要	地域社会の各分野において、D Xを推進し、それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進します。			
現 状	地域社会はこれまでと比較できないほど急速に変化しており、課題も多様化しています。また、デジタル技術は目覚ましく進化し、様々な場面で活用されている現状です。 町内の各産業等において、積極的にデジタル技術を導入されている分野も見受けられますが、全体的にはデジタル化は進んでいない状況となっています。			
課 題	地域D Xを推進するためには、地域に見合ったサービスを提供することにより、住民の皆様が活用し続けることが重要であります。 地域の課題等の情報収集を進め、事業内容や優先順位を検討し、必要に応じ実証等を行う必要があります。			
取組内容	デジタル化の進展に伴う社会変容に的確に対応し、まちづくりをデジタル化の側面からどのように推進していくかを考え、教育・福祉・産業・防災等の各分野において、デジタル技術の積極的な導入に向け、調査検討を行います。 国・県と連携を図り、他自治体での取り組みの情報収集を行い、優先的に取り組む必要がある事業については、各関係課で十分な検討を行い、D Xを推進します。			
年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				
				

10. 進捗管理

本計画は、デジタル化が目的ではなく、トランスフォーメーション（変革）による持続可能なより良いまちづくりが目的であり、様々な部門間の連携・協力が不可欠であることから、「東串良町DX推進委員会」により各種取組の進捗管理を実施します。

事業の推進にあたっては、KPI（重要業績評価指標）を設定し、達成状況の明確化、目標達成プロセスの可視化をすることにより、PDCA サイクルの各フェーズを通じ、目標達成に向けた進捗を管理し、継続的な改善に努めます。



11. 民間企業との連携方針

D X推進においては、自治体D Xと地域社会D Xの推進が必要です。

自治体D Xは、行政手続きのデジタル化や、行政内部のデータ連携などを通じて、地域住民の利便性向上と業務効率化を図るものです。一方、地域社会D Xは、デジタルの力を活用し、地域課題の解決を図るもので、自治体だけではなく、住民や民間企業などの地域の多様な主体が連携して、様々な地域課題の解決を図る取り組みが必要となっています。

そのため、子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられ、町民全ての人々が快適に暮らせるまちづくりを推進していくため、各分野の民間企業とも積極的に連携協定等を締結するなどし、情報交換等を行いながら、より快適なデジタル社会の実現を目指します。

12. 今後の展望

本計画では、2025（令和7）年度から2027（令和9）年度の3か年計画において、第6次東串良町総合振興計画で示されている「個性豊かな活力あるまち」の創造の実現に向け、デジタル化の側面から計画を策定したものです。

D Xの推進は、今後も加速していくことが想定され、技術の進化や利用目的の拡大に伴い、変化し続けていくものと考えています。その変化に対応していくためには、本計画に基づき事業を推進するとともに、社会情勢の変化や国等の動向に応じ、柔軟な対応をしていく必要があります。また、事業実施にあたり、実証・実装等していく中で、その効果が発揮できない事情が発生することも想定されます。そのため必要に応じ、東串良町D X推進委員会において検討を行い、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が実現できるよう、継続的な改善に努めます。

用語解説

索引	用語	解説
A	AI	「Artificial Intelligence」の略：人工知能。学習や判断などの人間の知能の機能を備えたコンピューターシステム
B	BPR	「Business Process Re-engineering」の略：企業などで既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること
C	CIO	「Chief Information Officer」の略：最高情報責任者。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者
D	DX	「Digital Transformation」の略：将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること
E	eLTAX	地方税ポータルシステム。インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステム
I	ICT	「Information and Communication Technology」の略：情報通信技術。ITにコミュニケーションの要素を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭におかれた表現
	ICT リテラシー	単なる ICT の活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念をいう。リテラシー (Literacy) は理解力・読解記述力を意味する英単語。
K	KPI	「Key Performance Indicator」の略：目標を達成するための重要な業務評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた動向を把握できる。
O	OCR	「Optical Character Recognition：光学文字認識。手書きや印刷した文字を読み取り、電子テキスト化する技術。AI-OCR は AI 技術を加えたもので、文字認識率や帳票などのレイアウト解析精度が向上し、作業効率のアップが期待される。
P	PDCA サイクル	マネジメント手法の一種。業務計画の作成、計画に則った実行、実践の結果を目標と比べる点検、発見されて改善すべき点を是正するというプロセスを繰り返すことで、段階的に業務を向上させる。
Q	QR コード	日本で開発された正方形の 2 次元バーコードの一種
R	RPA	「Robotics Process Automation」の略：人がパソコンなどを用いて行っている一連の業務処理を自動化するツール

索引	用語	解説
い	イノベーション	革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取り組み
お	オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ
	オンライン	コンピュータがネットワークやほかのコンピュータと接続している状態
か	可用性	許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること
	完全性	情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること
き	基幹系システム	地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム
	機密性	情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることを確実にすること
	キャッシュレス決済	クレジットカード、スマートフォン決済等により、現金（キャッシュ）を使用せずお金を支払うこと
く	クラウドサービス	インターネット経由でソフトウェア等の各種機能を利用できるサービス
し	情報セキュリティポリシー	情報の機密性や完全性、可用性を保持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの
て	デジタルデバイド	情報通信技術（IT）を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差
	デジタルガバメント	電子政府。情報通信技術を使って行政サービスをより簡単に利用できるようにすること
	テレワーク	情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方で、自宅などで仕事をすることができる。
ふ	フロントヤード	住民と自治体・行政の接点。窓口での受付業務や相談業務、住民が利用する空間など、住民と自治体・行政のあらゆる接点が対象
へ	ペーパーレス化	電子化などによって紙の使用をなくすことにより、コスト削減、業務効率の向上、セキュリティ対策の強化が見込める。
ろ	ロードマップ	プロジェクトマネジメントにおいて、用いられる思考ツールの一つで、目標までの計画を時系列にまとめた工程表のこと。
わ	ワークフロー	Work（仕事）と Flow（流れ）を組み合わせた言葉。業務についての一連のやりとりの流れ